

# 11 令和5年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

## (1) 定期監査（9箇所9件）

### ア 知事直轄組織（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
地域外交局地域外交課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 海外駐在員の配偶者手当の不正受給</p> <p>3 内容 地域外交局地域外交課職員（海外事務所駐在）は、公益社団法人静岡県国際経済振興会が、配偶者を駐在先に帯同している海外駐在員に支給する配偶者手当について、平成27年10月から事案が発覚した令和4年12月までの約7年3か月に亘り、配偶者が駐在先に不在であったにもかかわらず、手当の支給停止を申し出ることなく、計7,750,873円を不正に受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 事案発生の原因</p> <p>1 当該事務所の設立の特殊事情等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務所の設置当時、駐在先の法令上、当該駐在先の国籍を有する者又は在留許可証を有する者のみが代表者に就任し事務所を設立する必要があり、在留許可証の取得は事実上困難な状況にありました。</li> <li>・当該職員（代表者）の配偶者が当該駐在先の国籍を有していたことから、「配偶者在留許可証」の取得が可能となり、当該事務所の設置に至った経緯がありました。</li> <li>・こうした事情の中、同職員は、自身の在留許可の前提として、配偶者が駐在先に居住していることが求められていると認識していたため、配偶者の長期不在が明らかになると、自身の在留許可証が無効になり、事務所が存続できなくなるものと懸念して、配偶者が長期にわたり不在となっている事実を所属に申告できませんでした。</li> </ul> <p>2 地域外交課の状況確認の不徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域外交課は、同職員から「配偶者が病気治療等のため日本へ一時帰国している」旨の申告を受けていましたが、平成27年10月以降の駐在先に不在であった事実は、申告を受けていなかったため、把握していませんでした。</li> <li>・当該職員においては、平成27年10月に帰国した配偶者が、用件が済み次第駐在先に戻るものと考え、当初所属に申告を行わなかったところ、結果として配偶者は駐在先に戻ることはなく長期不在に至りましたが、事務所の存続を懸念したことにより、所属に対して配偶者が不在である事実を言い出すことができませんでした。</li> <li>・地域外交課は、配偶者が一時帰国していることは承知していましたが、配偶者が不在となる期間について、当該職員に確認していませんでした。</li> </ul> <p>② 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の事態を受け、赴任後も受給要件を満たしているか、随時、確認を行います。</li> <li>・具体的には、当該事務所の運営状況を把握するため、年に1回、対面又はオンラインで実施している事務所調査時に、地域外交局幹部が、事務所に聞き取りを行います。11月の人事異動ヒアリング時にも聞き取りを行います。</li> <li>・また、「公益社団法人静岡県国際経済振興会海外駐在員及び帯同家族の私費一時帰国等取扱規程」を令和5年3月20日に決めました。</li> <li>・加えて、他の3事務所の駐在員に本事案を共有し、在外勤務手当の受給のほか、適正な事務所運営について、コンプライアンスの徹底を図りました。</li> <li>・なお、民間における駐在員への手当の状況確認、手当のあり方の検討については、民間や国、他県の状況を注視していきます。</li> </ul>	

イ 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
総務司法務課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 宗教法人に関する事務の処理遅延</p> <p>3 内容 総務司法務課は、担当者の事務放置により、令和2年度から令和4年度までの間に宗教法人から提出を受けていた51件の申請について、事務処理を遅延させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 処理簿で事案を管理するようになっていましたが、同時に多数の申請があったときなどに記録漏れが生じ、担当者が処理状況を把握できなくなってしまったこと、事務の補助や進捗管理などの面で担当以外の職員の関与が十分でなかったことが本件の主な原因です。</p> <p>2 事態判明後、直ちに事案の処理を開始するとともに、以下の再発防止策に取り組んでいます。</p> <p>(1) 申請書類については、副担当職員が收受し、処理簿に必要な情報を記録した上で担当職員に渡すこととし、受付段階で複数の職員が関与する体制としています。</p> <p>(2) 月2回、副担当職員が担当職員に対し、事案の進捗状況についてヒアリングを行い、その結果を処理簿に記録することで、進捗状況の確認体制を強化しています。</p> <p>(3) 処理簿のデータを担当職員以外の職員も確認できる場所に保存するとともに、定期的に課内で供覧することにより、情報共有の徹底を図っています。</p> <p>(4) 先例が少ないなど処理が困難と思われる事案については、相談段階から複数人で対応するとともに、処理状況に応じて、随時、班内及び課内で協議することとしています。</p> <p>(5) 処理すべき事案が集中した場合には、分担して事案を受け持つようにしています。</p>	

ウ スポーツ・文化観光部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
文化局文化政策課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 特定個人情報を含む書類の紛失</p> <p>3 内容 文化局文化政策課は、必要な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、職員の個人情報の保護に関する認識が希薄であったこと、鍵付きの保管庫での管理を徹底していなかったこと、特定個人情報等が記載された書類の受領や受渡しに関する記録簿を作成していなかったことが原因です。</p> <p>事案発覚後は、記録簿を整備した上で、対象となる書類は受領後速やかに鍵付きの保管庫で保管することとし、保管時にはダブルチェックを徹底しております。また、職員同士での声掛け等により注意喚起をすることで、再発の防止に努めております。</p>	

エ 健康福祉部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
医療局疾病対策課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付</p> <p>3 内容 医療局疾病対策課は、難病医療費受給者証更新申請に係る不承認通知の写し24件について、本来の送付先と異なる医療機関に誤送付した。 流出した情報は、申請者24人の住所、氏名、疾病名（要配慮個人情報）であった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事務処理の迅速さを優先して通常と異なる手順で作業を行い、宛先として難病台帳システム上に登録されている複数の医療機関から送付先と異なる医療機関を選択していたこと、また、通知の写しを封入する際に、本来行うべき確認を怠ったことから、誤送付となったものです。</p> <p>正規職員と会計年度任用職員が連携し、正規職員の指示の下で事務を行う体制が十分に取れておらず、正規職員と会計年度任用職員の役割分担が曖昧となっていました。</p> <p>誤送付の発覚後、既存の業務マニュアルに基づく送付先リストの作成や封入時における送付先の読み合わせを徹底しました。</p> <p>また、令和5年8月、「難病医療費受給者証更新業務に係る医学的審査担当職員業務マニュアル」を整備し、不承認通知の送付に係る事務の内容や手順について明記するとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確にしました。</p> <p>今後は、引き続き、業務マニュアルに基づく送付先のリスト作成や封入時の読み合わせを確実にを行うとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確化し、正規職員による会計年度任用職員の事務の進捗管理を徹底します。</p> <p>あわせて、コンプライアンス所属意見交換会での研修実施に加え、課内ミーティングで作業手順や個人情報の取扱いに関する留意事項を再確認します。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
賀茂健康福祉センター	令和6年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）</p> <p>3 内容 賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。 このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。 この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 事案発生の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月に発生した1件は、児童相談所の事案で、資金前渡の精算は5日以内に行わなければならないところ、5日を超過した後に、相談課（児童相談所）職員から領収書が提示され、精算を行ったものです。</li> <li>・8月に発生した3件のうち、2件については、児童相談所の事案で、同日に2件の緊急対応が発生し、いずれも早朝であったためETCスルーカード及び修善寺道路の回数券（事務所金庫に保管）</li> </ul>	

を持たずに出勤し、職員が通行料等の立替え払いをしたものです。また、他の1件は、前述の2件の立て替え払いの精算を行った後、小口現金を補充する間に同様の緊急対応事案が発生し、所属が保管する現金残高が不足していたこと及び保有するETCスルーカードは別件で使用であったことにより、職員が立替え払いを行ったものです。

- 10月に発生した1件は、児童相談所の事案で、横浜市内の訪問先近くの駐車場を使用しましたが、対応が長引き駐車料金の額が準備していた手持ちの現金の額を上回ったことにより、当該上回った額を職員が立替え払いを行ったものです。

#### ② 事案発生の原因

- 会計事務に携わったことのない職員が多く、基本的な会計知識が不足していたため、継続的資金前渡制度についての理解が不十分でした。また、これらの職員の制度への理解を所属として支援する体制も、充分ではありませんでした。
- 当時はETCスルーカードを所属として2枚しか保有しておらず、複数事案が同時に発生する場合を想定した備えとして不十分でした。
- 令和5年度は、所属が保管する小口現金として、令和4年度までと同額である3万円（使用料、扶助費、需用費それぞれ1万円）を用意していました。令和4年度まで、支出額が年間1万円を超えたことは一度もなかったため、現金残高不足になる可能性を想定しておらず、結果的に、複数の緊急事案が同時に発生する場合を想定した備えとしては、不十分なものでした。

#### ③ 改善措置

- 令和5年度の所内課長会議において会計研修を複数回実施し、リレー方式で所属内の全職員に周知することで、基本的な会計知識の底上げを図りました。また、年度が変わった令和6年4月1日の臨時所内課長会議においては、「継続的資金前渡」にテーマを絞った会計研修を行い現金払はやむを得ない場合に限られる例外的な支払方法であること、立替え払いと継続的資金前渡の違い、現金払については毎月支払計算書を作成していることの周知・徹底を図りました。
- また、令和5年度中にETCスルーカードの枚数を2枚から5枚に増やすとともに、令和6年3月からは緊急対応を行う福祉課長と相談課長がカードを1枚ずつ分散して管理する形に改めることで、休日夜間等にもETCスルーカードを円滑に持ち出せるよう改善を図りました。
- 令和6年度からは、令和5年3月の出納局長通達改正通知に基づき、所属が保有する現金の額を3万円から7万円に増額し、複数の緊急事案が同時に発生した場合の対応に備えました。

#### ④ 今後の防止策

- 今後も所内職員に対する会計研修を継続し、会計ルールの認識不足に起因する再発を防止します。また、予算科目（使用料、扶助費、需用費）ごとに現金残高が1万5千円を下回った時点で補充を行うこととし、現金不足による立替え払いを発生させることがないように取り組みます。

オ 経済産業部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
産業革新局新産業集積課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 車検切れ車両の貸付</p> <p>3 内容 産業革新局新産業集積課は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し貸し付けていた車両について、当該財団が車検満了日の令和5年2月17日までに車検を実施していないにもかかわらず、令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認において物品の状態を良好と判断した。このため当該財団は、令和5年2月17日から5月31日までの間、車両を車検切れのまま使用した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が車検満了の確認を怠っていたこと、及び新産業集積課が令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認時に、現物確認のみを行い、車検満了期日を確認しなかったことが原因です。</p> <p>車検切れが発覚した令和5年5月31日に、機構に対して車両の使用を停止し、直ちに車検を受けるよう指示しました。</p> <p>再発防止策として、機構に対して、車検証の写しの保管、車検期間管理表の作成、スケジュールデータベースへ車検期限の入力、車両のダッシュボードに車検満了日の貼付をするよう指導しました。また、年度末の貸付物品現物確認用に車検状況のチェック項目を設けたチェックリストを作成し、新産業集積課でも車検満了期間を管理し、期日前に貸付先へ注意を促すよう徹底することで、再発防止に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
工業技術研究所	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 薬品の不適切な管理</p> <p>3 内容 工業技術研究所は、取扱いに関し指定証が必要な試薬を、指定証の返納後も所有していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、法令に基づき、職員が平成24年8月から平成28年12月までの期間で覚せい剤原料研究者の指定を受けて研究に使用していた試薬を、指定の失効後の定められた期間内に譲渡又は廃棄せず、所内の保管庫で所持したままとなっていたことが、令和4年10月に実施した確認作業の結果、判明したものです。</p> <p>事案の判明後は、取扱いについて県薬事課と相談し、静岡市保健所を通じて県薬事課に報告書を提出した後、令和5年2月に県薬事課による立入検査が行われました。その際、当該試薬の所有権を放棄するとともに任意で提出し、不適切な試薬の所持については解消されています。</p> <p>発生の原因は、法令に関する理解不足、薬品管理規則遵守の不徹底、担当者異動時の引き継ぎ漏れにあることから、再発防止策として、職員を対象とした薬品関連法令に基づく薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催するとともに、薬品使用や管理体制等の見直しを行いました。</p> <p>今後も、定期的に薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催し、法令に関する知識を深め、適正な薬品管理を徹底します。</p>	

カ 警察本部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
広報課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信</p> <p>3 内容 警察本部総務部広報課は、休日等に警察本部当直者が行う報道機関への情報提供時における指導が十分ではなかったことから、担当の当直者が傷害事件の容疑者の逮捕に関する広報資料を報道機関あてにメール送信した際、誤って他の事件に関する情報を含めて送信してしまったため、当該事件に係る要配慮個人情報及び捜査に関する内部情報が流出した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和4年12月31日に発生した本件誤送信の原因は、機器操作の不慣れと確認を怠ったこと及び当該職員の理解不足によるものです。</p> <p>令和5年1月、PDFファイルを作成するためのスキャナーの読み取り機能を片面のみに設定変更し、読み取り時、確実に目視確認ができるよう、誤送信防止対策を実施しました。</p> <p>さらに同月、報道提供するファイルには不必要な情報を入力しないこと、報道提供する際には複数人の目で確認すること、報道提供の際は当直責任者又は副責任者が責任をもって送信することについて、報道対応責任者を始めとする全職員に向けて指導教養を行いました。</p> <p>今後も、上記改善措置の徹底を図るとともに、人事異動期における担当者研修会等において機器の操作要領や報道提供時の確認の徹底について指導教養を行い、再発防止を図ってまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
運転免許課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 運転免許証交付業務の不適切な取扱い</p> <p>3 内容 警察本部交通部運転免許課は、令和5年3月に、運転免許システムの操作を誤り、運転免許センター及び警察署での運転免許証交付業務を約25分間停止し、来庁者のうち約140人が当日免許の交付を受けることができなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、業務試験用に作成した運転免許証のICチップ内のデータに不備があり、試験時にエラーが発生したため、運転免許システムに何らかの障害が発生していると誤認し、同システムの使用を一時的に停止させたものです。</p> <p>実際にはシステムの障害は発生しておらず、別方法により試験を実施したところ正常に処理が終了したため、業務を再開しています。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>試験時にエラーとなる不適格なデータが存在し、それを使用してしまったことです。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>不適格なデータを修正するとともに、試験方法に関する職員指導を徹底しました。</p>	